

<報道発表資料>

訂正

(配布日 令和8年8月3日)

○展示場所「本会場 有斐斎弘道館」及び<特別イベント(事前予約制)>
における記載内容に誤りがありました。

(誤) 入館料 → (正) 一般鑑賞券

○展示場所「本会場 有斐斎弘道館」の一般鑑賞券に(中学生以下無料)を追記

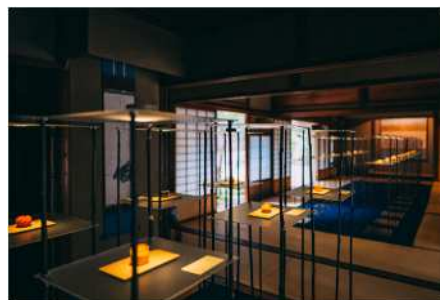
令和8年7月31日

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

京菓子展2026「寛永行幸絵巻」の開催

京都市では、平成29年3月に、“京都をつなぐ無形文化遺産”として「京の菓子文化」を選定しました。

この度、京都市及び公益財団法人有斐斎弘道館では、「京の菓子文化」を次の世代に伝えていくため、京菓子展2026「寛永行幸絵巻」を開催します。



<展示期間>

令和8年10月1日(木)～10月15日(木)

<展示場所>

(1) 本会場 有斐斎弘道館

時 間：午前10時～午後5時(最終入館は午後4時30分)

入館料一般鑑賞券(入館料一般鑑賞券のみ)：事前予約1,000円、

当日窓口1,300円(中学生以下無料)

ドネーションチケット(入館料一般鑑賞券(1,000円)に寄付を加えたセット、事前予約制)：2,000円～10,000円

呈茶券(京菓子と抹茶付き)：1,200円

特別限定セット(要予約)

入館料一般鑑賞券+呈茶券+特別限定菓子セット：3,500円

入館料一般鑑賞券+呈茶券+京菓子展限定デザイン手ぬぐいセット：3,500円

(2) 特別会場 旧三井家下鴨別邸

時 間：午前9時～午後5時（最終入場は午後4時30分）※毎週水曜日休館

入館料（入館券のみ）：大人 平日500円、土・日・祝日600円

（中高生300円／小学生200円）

京菓子和抹茶：1,100円（別途要入館料）

<特別イベント（事前予約制）>

(1) 特別お茶席体験

日時：10月7日（水）、14日（水）午前9時半～午前10時10分

場所：有斐斎弘道館

定員：各回8人

料金：6,000円（~~入館料~~一般鑑賞券込み）

内容：開館前の静謐な空気の中、本展でしか味わえない京菓子和抹茶を特別な解説付きで堪能していただけます。

(2) お庭掃除体験と呈茶

日時：10月3日（土）、10日（土）午前9時～午前10時

場所：有斐斎弘道館

定員：各回10人

料金：2,500円（~~入館料~~一般鑑賞券＋呈茶券込み）

内容：弘道館の露地を自らの手で整える庭掃除体験です。掃除の後、本展限定の京菓子和抹茶をいただけます。

入館券、各イベントの予約・購入については、こちらの二次元コードを御参照ください。



<アクセス及び問合せ先>

(1) 本会場 有斐斎弘道館（京菓子展に関する問合せ先）

〒602-8006 京都市上京区上長者町通新町東入ル元土御門町524-1

（地下鉄「今出川駅」又は「丸太町駅」から徒歩約8分）

TEL／FAX：075-441-6662

E-mail：kyogashi@kodo-kan.com

(2) 特別会場 旧三井家下鴨別邸

〒606-0801 京都市左京区下鴨宮河町58-2

（市バス「葵橋西詰」又は「出町柳駅前」から

徒歩約5分、京阪電車・叡山電鉄「出町柳駅」

から徒歩約5分）

TEL：075-366-4321

FAX：075-708-8321

<報道発表資料に関する問合せ先>

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

TEL：075-222-3130

<京菓子展2026「寛永行幸絵巻」について>

京菓子展2026において「寛永行幸絵巻」をテーマに京菓子のデザインを募集し、審査委員による厳正なる審査の結果、入賞した作品を「本会場」及び「特別会場」に展示いたします。

(部門)

京菓子デザイン部門及び茶菓子実作部門

(各賞)

大賞：各部門から1点

優秀賞：各部門から数点

京都市長賞：全部門から1点

古典の日推進委員会特別賞：全部門から1点

京都府知事賞：全部門から1点

八幡市長賞：全部門から1点

審査員特別賞：各審査員1点ずつ

学生特別賞：学生応募の中から1点

(参考)

京菓子デザイン部門 2025 大賞作品



「大池寺のにわ」

<備考>

京菓子展の詳細については、公益財団法人有斐斎弘道館のホームページにおいて公開する予定です。

<公益財団法人有斐斎弘道館京菓子展ホームページ <https://kyogashi.jp> >

※ 受賞作品は、9月30日（水）開催の表彰式以降に、上記ホームページで公開する予定です。

<参考>

(1) 公益財団法人有斐斎弘道館について

江戸時代を代表する儒者・皆川淇園（みながわきえん／1734～1807）の学問所「弘道館」址に建つ文化的建造物を保存しながら、現代に必要な文化芸術による<知>を再生するための、新たな学問・文化サロンとして、茶事や講座をはじめとする様々な事業を展開しています。

(2) “京都をつなぐ無形文化遺産”について

京都には、時代とともに変容しながらも、世代を越えて暮らしの中で伝えられてきた数多くの無形文化遺産がありますが、定義や概念、保存団体が不明確であることから、現行の法令上、文化財としての指定・登録が困難なものもあります。

そこで、それらの価値を再発見、再認識し、内外に魅力を発信するとともに、大切に引き継いでいこうという市民的気運を盛り上げるため、平成25年4月、無形文化遺産を守る京都市独自の仕組み「“京都をつなぐ無形文化遺産”制度」を創設しました。これまでに、「京の食文化」、「京・花街の文化」、「京の地蔵盆」、「京のきもの文化」、「京の菓子文化」、「京の年中行事」を選定しました。